

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、15番 中本君、17番 小西君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（小林 弘君）日程第2 一般質問を行います。

順番7、11番 杉本君。

〔11番（杉本俊彦君）登壇〕

○11番（杉本俊彦君）おはようございます。

それでは、1番、住民投票条例の制定について。

本市には住民投票条例がありません。市民に問いかける住民投票条例をつくらうではありませんか。市の考えをお聞きします。

2番、真土峠等、国道の横断歩道の消えかけの白線について。

国道24号を車で走っていると、横断歩道を見落とすところがあります。真土峠あたりの場所ですが、こんなに消えているのに白線を引き直さない理由は何なのでしょう。横断歩道3箇所以上見逃してしまいます。市の水

源地に入る信号のところ、隅田クラブのところ、バス停のところなど多数見受けられます。事故が起こらないか心配です。はっきりと分かる横断歩道にすることについての市の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君の質問項目1、住民投票条例の制定に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）皆さん、おはようございます。

住民投票条例の制定についてお答えします。住民投票は、地方公共団体の住民が特定の事項について、投票により直接に意思表示することができる制度であり、憲法第95条に基づき、地方自治特別区の制定の可否を問う住民投票、地方議会の解散要求や議員・首長の解職要求などの直接請求を受けて賛否を問う住民投票、条例に基づく住民投票などがあります。一般的に住民投票といえば条例による住民投票を指しますが、条例上の住民投票は他の住民投票と異なり、投票結果に法的拘束力はなく政治的拘束力にとどまっているのが現状です。

住民投票条例制定については、橋本市の自治と協働を育む条例策定時にも様々な議論を重ねてきましたが、本市において市政への住民の意思の反映は、直接選挙で選出された市長及び議会議員が住民の代表として、自身の権限と責任において重要事項を判断するものと考えますので、現状では常設型の住民投票条例を制定する予定はありません。

ただし、今後、住民投票が必要な個別案件

が生じた場合は、速やかに条例制定の手続きを進めてまいります。

なお、条例制定に際しての可否の判断は最終的に議会に委ねられることとなりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君、再質問ありますか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）住民投票条例の制定についてお答えを頂きましたが、これらの憲法や法律に基づく住民投票の対象は限定されています。このため、特定の課題について住民の賛否を問うため、自治体が条例を制定して、その条例に基づき住民投票を行うことが少なくありません。条例による住民投票はその対象事案から見て、市町村合併に関するものと、それ以外の地域の重要な課題に関するものとに二分します。具体的に常設型住民投票条例を制定する方法、または自治基本条例、橋本市においては自治と協働をはぐくむ条例の中に常設型住民投票の規定を設ける方法と、これとは別に地域の重要な課題が起こった場合に、その課題に特化した個別型住民投票条例をつくる方法のどちらかになると考えましたが、本市では自治基本条例、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の制定のとき、様々な議論を重ね、個別住民投票条例のほうを選択されたわけであるのが分かりました。

どちらの方法であっても、近年地域住民の意思を政治に反映させるため、地方自治体の運営上の重要事項に係る意思決定については、条例に基づく住民投票の制度を設ける事例が増えています。また、住民投票の結果には法的拘束力がないとされていますが、地方自治体は事実上、住民投票の結果を尊重するものとされています。

さて、このような個別型住民投票条例制度を重要な課題が起こってからつくることに間

に合うのでしょうか。短時間で策定し、議会で討論や議論をし、可決、否決することができるのか。時間という壁にぶち当たり策定できるのか疑問に感じます。それぞれのメリット及びデメリットについてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）常設型のメリット、そして、常設型以外を個別型というんですけれども、それぞれのメリット、デメリットについてご説明を申し上げます。

まず、常設型のメリットでございますけれども、三点ほど挙げさせていただきます。

あらかじめ定められた発議または請求要件を満たせば議会の議決を要しないことから、その発議あるいは請求から実施までに要する期間というのが比較的短いと、いわゆる短期間で実施することができるということになります。

二つとして、どのような課題であっても同一の制度で行うことができることから、安定していると言われております。

三つとして、住民の市政への参加意識が高まるということでございます。

反対に常設型のデメリットとしては、制度の柔軟性に欠ける。これは案件ごとに、例えば投票資格者、これの変更というのはできないということになっております。そして、本来必要とされる住民議会、それから長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性があるということで、これは資格者に対する要件を満たせば、議会の審議を通さずに直接住民投票に移行するということになります。

そして、市民にとって請求要件が高過ぎて実施に至らないケースが想定されるということで、実はこれ、有権者の3分の1とか5分の1とか、あるいは6分の1とか、そういう連署、これが必要であるというふうにされて

いますので、非常に住民が直接請求する場合はハードルが高いというようなことが言えます。

反対に、個別設置型のメリットとしましては投票、これの対象とする案件に適した制度設計が可能であるということで、先ほど申しました投票資格者の範囲もその案件ごとに変えることができるということです。

次に、本来必要とされる住民議会、長の各主体間の十分な議論を行った上で実施することが可能であるということで、これは地方自治法に規定する有権者の50分の1の連署をもって請求した場合は、まずは議会のほうでこれを審議するということになりますので、直接住民投票に移行するわけではないということで、議論の場がそこにできるというメリットがあります。

そして、市民にとって請求要件というのが低いと。先ほど申しましたとおり50分の1ということですので、そのハードルは低いと。これらがメリットになります。

反対にデメリットとしては、個別の案件ごとに条例を制定し実施するということが、発議、そして請求から実施までの期間が相当必要であるということで、これは先ほど杉本議員がおっしゃられたとおりにかと思えます。そして、住民投票の可否についての最終判断は議会にあるため、市長の発議、住民の請求による場合は、場合によっては住民から上がってきても、その条例案が議会により否決されることがあるということです。そして、最後に、条例案または必要要件を記載した書類の作成など、市民にとって請求のための技術的ハードルは高いというようなことがデメリットとして挙げられるということです。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）確かにいろいろメリッ

トもあればデメリットもあるんですけども、今、橋本市が考えております個別型住民投票条例という形で進めていくのであれば、例えば今東京の武蔵野市でも問題になっておりますが、日本国籍を有しない人が投票権を有すると定めるもの、及び日本国籍を有しない人が住民投票を請求する権利を有するものと定めるもの。ほかの地域であります。そのため、住民投票制度が事実上外国人参政権を認めたに等しい機能を有している場合が存在するとも考えられますが、本市は日本国籍を有しない人にも住民投票への投票権を付与することを支持するのか、あるいは支持しないのか。支持または不支持の理由は何か。本市の見解をお尋ねします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今おたのしの投票資格者の範囲に関することですが、住民投票に関しては以前、自治基本条例の策定委員会の中に小委員会というのを設けて、そこで議論したという経緯は、議論したといえますか、委員間討議をしたという、そういう経過はございますが、そこで結論を見たわけではございません。そして、市としてもこの住民投票に関してきちっとした形で検討委員会を設けたという経過もございません。したがって、支持する、しない云々ということに関して私ども市としては、残念ながらお答えすることはできません。

ただし、市としてはそれぞれの案件が生じた際に、議会においてその内容を十分議論、慎重に精査をした上で、議員がおっしゃられる投票資格者の範囲に関して決めていくべきではないかというふうに思っております。先ほどメリット、デメリットでもご紹介させていただいたとおり、個別設置型の場合はそれが可能というふうになりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）私は定住する日本国籍を有しない市民の意思が市政に反映されることはいいことだと思いますし、条例をつくったときには明記すべきだと考えておりますが、ここで突然申し訳ないんですけども、副市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）何についてお答えしたらえんかちょっと明確ではないんですけども、国籍のない人に関する住民投票条例上の権利についてお答えしたらいいということですのでよろしいですかね。

○11番（杉本俊彦君）はい。

○副市長（森川嘉久君）私の考えとしては先ほど総合政策部長もお答えしましたとおり、それは案件によると思います。一般的な条例を制定しますと、それはそういう形では設定できませんので、先ほどもお答えしたとおり個別の案件について投票条例を設定するのであれば、それは議会のご判断を通して設置していくということになるかと思っておりますけども、参政権が必要な方に関してそれが必要であるかどうか、それは個別の案件によると思いますので、一般的な形で現行の憲法上も一応そういう形で認められておりませんので、それはそれで現行憲法なり地方自治法なりを尊重するという考えでおります。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）私は憲法でも法律でも決められていないので、そこを条例で決めればというふうに判断しているわけですが、議会で最終的に判断しないといけないという時間が必要であるということが、そこで分かりました。

次に行きます。年齢についてであります。選挙は18歳以上となっておりますが、住民投票は課題に対しての判断となるので、選挙とは

違い18歳以上より年齢制限の幅を広げていいと思います。中学1年生以上の人にも本市の課題を考え判断することができないものか。私には中学生には本市の課題を考える力はあると考えていますが、本市の考えをお尋ねします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）先ほどご答弁させていただいた内容と全く同じでございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）分かりました。よく分かりました。住民投票条例を決めようと思えば、議会で決めるべきものであるんやなというのも分かりました。

それではもう一つ続けて、また答えてくれないと思いますが、一つ聞きます。本市に所在する事業所、会社、学校等に勤務、登校されている本市以外の住民の方についてであります。市民の定義が難しいのですが、私は住民投票は市民によって判断されるものだと思います。私は、本市以外のところに住んでいても本市に所在する事業所、会社、学校等に勤務、登校されている人なら住民投票への参加は自由だと思っておりますが、本市の考えをお尋ねします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）基本的には、一つ目にご答弁させていただいたことになるわけなんですけども、在勤・在学者を投票資格者に入れるということについては、これについてはまずは投票総数というのを確定させることが必要になってくるんですけども、橋本市に在勤・在学の方を正確に把握する必要というのが出てきますので、事務的に考えてそういった投票資格者を確定させるというのは、不可能ではないんですけども、現実的に

は非常に困難ということになってまいります。事務的にいっても、先ほどから申ししております政策的な部分に関しても、いずれにしても困難な案件であろうと。困難な案件でかつ、案件ごとに議会のほうで判断されるものであるというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）それでは、次の質問をします。

既に実施されている個別型住民投票条例も含めて、これらの個別型住民投票条例を誰が請求または提案したかについては、住民の直接請求によるもの、首長提案によるもの、議員提案によるものに分かれています。例えば、小林市条例、名護市条例、吉永町条例などは直接請求により、白石町条例、佐久市条例、寿都町条例、上郡町条例などは首長提案により、温泉町条例、鳥取市条例、与那国町条例、竹富町条例などは議員提案によりそれぞれ制定されています。

しかし、条例制定までに当該事案について、住民、議会、首長などが賛成派、反対派に分かれ、場合によると途中で首長選挙、首長リコール、議会選挙なども実施され複雑なプロセスを経て制定されるものは少なくなく、首長提案や議員提案によるものであってもその過程において、住民による直接請求がなされているものも少なくありません。

例えば、徳島市条例、新城市条例、小牧市条例などは、直接請求による条例を議会が一旦否決した後、その後の議員選挙により議会構成が変化したことを受けて、議員提案により条例が制定されています。

上郡町条例は、直接請求による条例を議会が一旦否決した後、その後の町長選挙及び議員選挙により新町長が当選し、また議会構成が変化したこと等を受け、町長提案により条例が制定されています。

日高町条例や刈羽村条例は、議員提案により可決された条例を首長が再議にかけて否決した後、直接請求により制定されています。

巻町条例は、議員提案による条例を直接請求により改正しています。

所沢市条例、つくば市条例、直接請求による条例案を議員提案により修正して訂正されています。

寿都町条例は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく文献調査の応募に関して、住民投票を求める直接請求を議会が一旦否決した後、町長が精密調査地区の選定に関して住民投票を行うとする条例を提案し、議会が概要調査地区の選定及び精密調査地区の選定に関して住民投票を行うと修正した上で制定されています。

窪川町条例は、町長のリコールの後の選挙で現職が当選し、町長提案により条例が制定されたが、その後、町長が辞職したため住民投票は実施されませんでした。

串間市条例は、市長提案により条例が制定されたものの実施されないため直接請求がなされたが、議会が否決しました。

重要争点型の個別型住民投票条例の制定を求める直接請求の約9割は否決されています。直接請求による個別型住民投票条例の制定は容易でないことが、常設型住民投票条例を制定する一つの要因となっています。投票資格者は公職選挙法で定められた選挙権者とするものがほとんどであります。日高村条例は永住外国人を対象に加え、新城市条例は平成28年6月の公職選挙法改正前に施行されたものであるにもかかわらず、満18歳以上の者を対象にしていました。

こういうふうには各町はいろんな形で自分たちの条例をつくった上で進めておりますが、これらを決めることが果たしてこの運動の中でできるのかどうか。要するに、容易ではな

いということが分かるわけでありまして。ですので、私は個別型ではなく常設型で住民投票条例を決めたらいいのではないかというふうに考えております。

個別型住民投票条件の中でこういうことが決められるとは思えないので、あまりにも決めらんなんことが多過ぎて実際住民投票までたどり着けないという、こういうものが9割あるという中で、もう一度考え直していただけることを要望いたしまして、答弁をお願いします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今、長いこと、常設型を設置しておけば安定した住民投票ができるというような内容ではなかったのかなというふうにも思うんですけども、私どもとしましては期間というのも確かに大事なんですけども、やはりむしろ市民、そして市議会、そして市のほうがみんなでその内容について審議するプロセスというのが最も大事だと思っております。やはり常設型の場合は、住民からの直接請求があった場合は議会の審議を経ることなく、直接、住民投票へ移行するというようなプロセス、そして、長ですね、市長についても議会を通すことなく住民投票が実施できるという、そういう制度でございますので、やはり議会制民主主義の中では、本市としましてはやはりその議会を通すプロセスというのが大事かと思っておりますので、冒頭壇上で申しましたとおり、常設型というのは現時点では考えていないというところでございます。繰り返して申し訳ないです。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）何回も部長とは引き合わせというか、話をさせていただいたんですが、やるんやったらやれないということの話なんですけども、今言われた市民の条件はそうであるんですけども、議員は12分の1以上の

議員ですので、50分の1と3分の1以上の市民からの要望というか連署を必要とすると言われたんですが、別に議員がそこに入っていて同じことをやれば、橋本市では2人ですよ。12分の1以上の議員の提案で。だから、これでできるんで、どちらもそうなんですけども、個別型も常設型もですけども、だから、それはそれでやりようによるだけの話であって、住民の盛り上がりやるとなったらできるんであって、いいのかなと思っております。

なお、参考に、どんなことを住民投票で話し合われているのかなど。私は大阪市と大阪府の住民投票のことしか住民投票に対する知識はなかったんですが、今回の件で調べていきましたら、やっぱりたくさんものがありまして、沖縄県とか岩国に関したらほぼ国の軍事関係の問題が住民投票の議題になっておりました。あとほかに、産業廃棄物の件とか原子力発電の件。一番多かったのが庁舎とか、学校の建て直し、新築に関してが一番多い案件になっております。単発では採石場やとか可動堰だとか、あったのはあったんですが、やっぱり庁舎、学校の新築に際してあるというので、昨日の室長の話では来年度から新庁舎のお金もためていくことになるというふうな話をされていましたんで、これを常設型として決めておけばすぐできると。誰が何と言っても。個別にいったらこれだけの手続きを踏まないとなかなかできないわけですから。だから、それはそれでいいというのであれば、今から準備にかからないといけないというような考えになってしまうので。

とにかく私は常設型の住民投票条例をつくることを強く要望して、この質問は終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、真土峠等、国道の横断歩道の消えかけの白線に

対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）皆さま、おはようございます。

真土峠等、国道の横断歩道の消えかけの白線についてお答えします。

横断歩道は、道路交通法に基づき、公安委員会が設置、管理しています。

議員おただしの横断歩道について現状確認を行ったところ、経年劣化が進んでいるため、整備時期について所管の橋本署へ問合せを行いました。警察署においても現状を把握しており、整備については令和4年度を予定しているとのことでした。

なお、本市としても歩行者の安全を確保するために、できるだけ早い整備をお願いしています。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君、再質問ありますか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）所管が違うので市とすれば公安委員会や警察署にお願いするしかないのですが、本当に早く整備を要望したいので、ぜひ回答も令和4年度を予定しているとのことでしたので、強くプッシュしていただきますようお願いいたします。住民からしても私からしても、どこに言うていくかという窓口は市しかございません。勝手に県に行って、国に行ってしまうようなことで、こんな横断歩道を直してと言うても、何しに来たんという話なんです。ですので、所管は違うのは分かっておるんですけども、ぜひ令和4年度を予定しているとのことなので、早く要望をしてよかったと思っております。ありがとうございました。質問はありません。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君の一般質問は終わりました。

この際、10時20分まで休憩いたします。

（午前10時4分 休憩）